

## デジタル基盤整備 (デジタル実装の基礎条件整備①)

### データ連携基盤の構築（公共・準公共領域） ～国による地方公共団体のデジタル基盤・機能の提供～

人口減少等の下で、個人のニーズにあったサービスを効率的に提供できる構造への変化が不可欠。そのためには、複数分野で効果的にデータを共有・活用できるためのデータ連携基盤の構築が重要。

#### ▶ 国による地方公共団体のデジタル基盤・機能の提供。

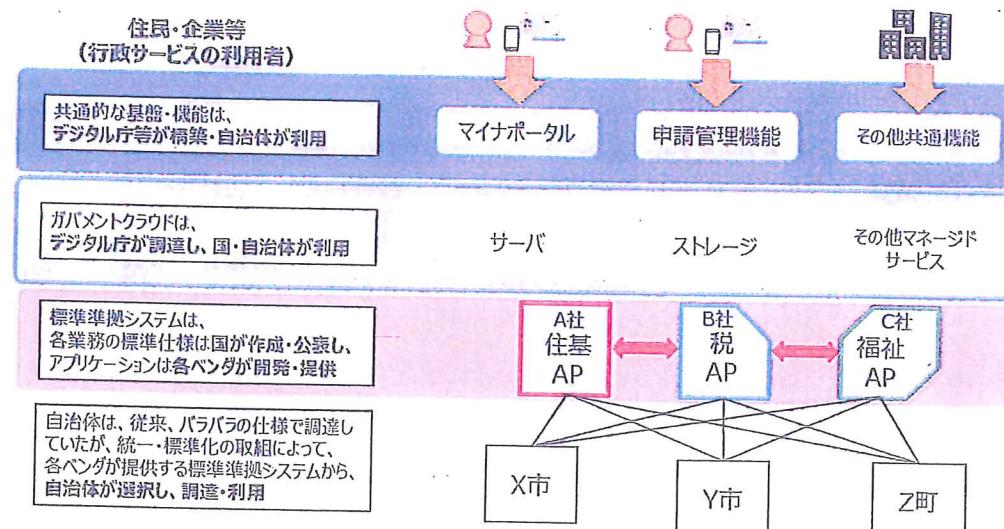
- ・地方公共団体の基幹業務システムについて、共通的な基盤やデジタルサービスの機能については、デジタル庁が調達・構築し、地方自治体が必要に応じ利用
- ・地方自治体は、ガバメントクラウド上に各ベンダが構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、各業務で1つの最適なアプリケーションを選択し、調達・利用

#### ▶ 地方公共団体の基幹業務システムに係るガバメントクラウドの活用。

- ・2021年度及び2022年度に実施するガバメントクラウド先行事業の結果を踏まえ、利用マニュアルや移行ガイド等のドキュメントの整備を進め、2025年度までのガバメントクラウドシステム移行を支援

#### ▶ 地方公共団体情報システムの統一・標準化。

- ・必要経費の補助や、PMOツールを通じた進捗管理の実施、地方公共団体が適正な費用で安全に移行するための計画を作成するなど、必要な支援を請じ、2025年度までに全ての自治体が、標準仕様に適合したシステムへの円滑な移行を目指す



#### 〈地方自治体がガバメントクラウドを活用するメリット〉

ガバメントクラウドを活用して、サーバー、O.S.、APIを共同で利用することにより、コスト削減につながります。

民間事業者がガバメントクラウド上で開発したAPIを自治体が選べるようにすることで、競争によるコスト削減や使い勝手の向上も図ります。

ガバメントクラウドを活用することで、API移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となります。

住民の皆さんに、入力の手間を省いたワンストップのサービスを提供やすくなります。

ガバメントクラウドが提供する機能を活用して、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となります。

住民の皆さんに、新しいサービスを早くお届けすることが可能になり、自治体職員の負担も軽減されます。

ガバメントクラウドがまとめて行うことで、各団体が個別にセキュリティ対策や運用監視を行う必要がなくなります。

個別の団体では講じられないような、最新のセキュリティ対策も導入可能になります。

# テジタル基盤整備 (デジタル実装の基礎条件整備①)

立憲民主党 福田昭夫

## マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行う等、政府目標を踏まえ、マイナンバーカードの普及を強力に促進するとともに、「デジタル社会のパスポート」であるマイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進する。

### <マイナンバーカードの普及促進>

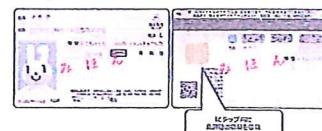
#### ▶ 健康保険証との一体化に向けた取組。

- マイナンバーカードの取得の徹底、取得が困難な方等へのカードの手続・様式の見直しの検討等を進めた上で、2024年秋に、現在の健康保険証の廃止を目指す



#### ▶ 運転免許証との一体化に向けた取組。

- 現在、2024年度末としている一体化について、システム障害が起こらないようにするための品質の確保やデータ移行期間を勘案しつつ、時期を更に少し前倒しできないか検討を進める



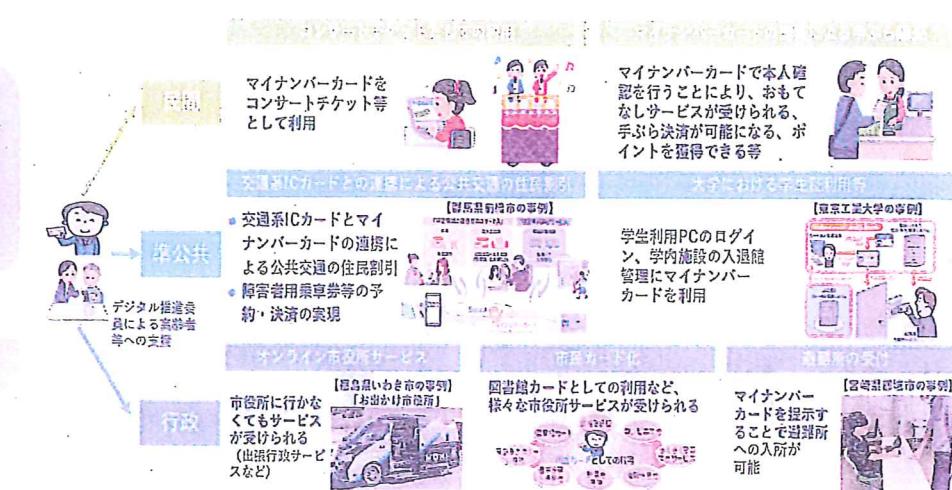
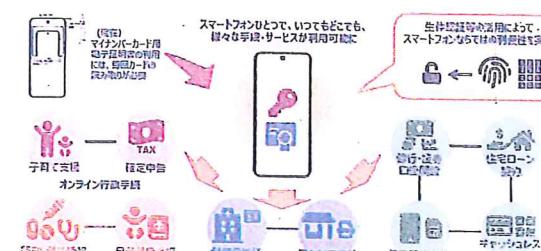
### <マイナンバーカードの利活用拡大>

#### ▶ 「オンライン市役所サービス」の充実。

- 2022年度には、オンラインによる転出届・転入予約を開始するとともに、子育て・介護等の31手続におけるオンライン手続を、原則全ての地方公共団体で行えることを目指す
- 行政機関から各市民への様々なお知らせを的確にお届けできる仕組みの構築を進める
- コンビニや郵便局等における証明書自動交付サービスについて対応市区町村を順次拡大し、全国でできるようにすることを目指す

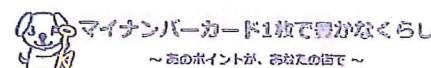
#### ▶ 市民カード化の推進。

- 地方公共団体における市民カード化の動きを各種支援制度も用いて後押し
- マイナンバーカードの民間ビジネスにおける様々な局面での利用を進めるため、電子証明書手数料を当面無料化。
- マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォン搭載の推進。



#### ▶ 自治体マイナポイントの全国展開。

- マイナンバーカードを活用し、地域独自のポイント給付を行う自治体マイナポイント事業を全国展開



#### ▶ キャッシュレス基盤の構築による地域活性化。

- 一般社団法人キャッシュレス推進協議会と協力して統一コード（JPQR）の普及に向けた取組を実施し、自治体マイナポイントの活用場面の拡大等、地域のキャッシュレス化を促進

## ノン・フル整備整備（デジタル実装の基礎条件整備①）

### <主要KPI>

- 5Gの人口カバー率：2030年度までに99%達成（2020年度末で30%）
- 光ファイバの世帯カバー率：2027年度までに99.9%達成（2020年度末で99.3%）
- 日本周回の海底ケーブル（デジタル田园都市スーパーハイウェイ）：2025年度末までに完成等

### <主要な施策>

#### デジタルインフラの整備

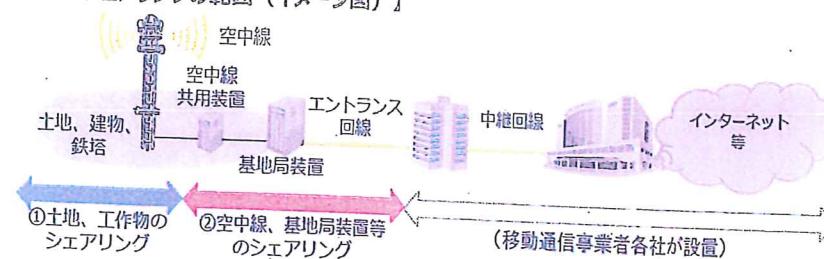
##### ▶ 光ファイバの整備推進。

- ・離島・過疎地域等の条件不利地域における光ファイバ整備を補助金により支援
- ・電気通信事業法の改正（本年6月成立）により新たなユニバーサルサービス交付制度を創設し、不採算地域の維持管理を支援等

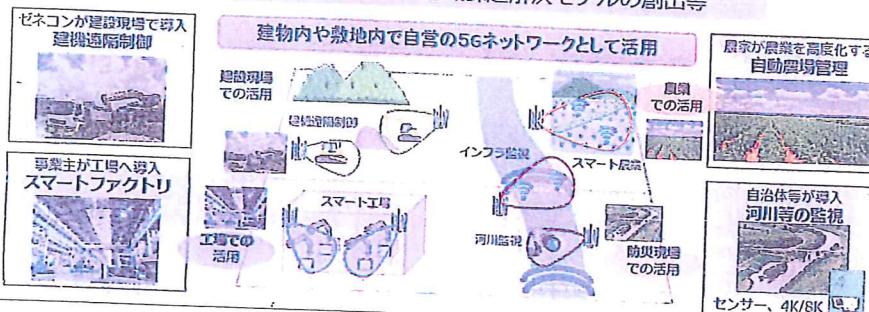
##### ▶ 5Gの整備推進。

- ・条件不利地域における5G整備に対する補助金による支援や安全性・信頼性等が確保された5G導入を促進する税制を措置
- ・インフラシェアリングの推進等

##### 【インフラシェアリングの範囲（イメージ図）】

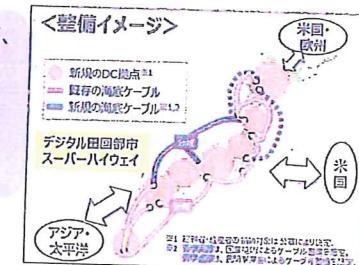


##### ・ローカル5G等の新たな技術を活用した地域課題解決モデルの創出等



##### ▶ データセンター/海底ケーブルの整備推進。

- ・基金補助金（令和3年度補正予算）等を通じて、データセンター/海底ケーブル等の地域における整備を支援
- ・データセンター/海底ケーブルと一体的に地方分散を図るべきインターネット接続点（IX）についても、地方における整備を促進等



##### ▶ Beyond5G (6G) の開発・実装。

- ・Beyond5G (6G) に向けた新たな技術戦略を踏まえ、研究開発を強力に加速
- ・通信インフラの超高速化と省電力化、通信カバレッジの拡張等を実現する開発成果の社会実装と国際標準化を強力に推進

##### ＜Beyond 5G (6G) 重点技術分野＞

###### ① オール光ネットワーク技術

通信インフラの超高速化と省電力化を実現



###### (光ネットワーク技術)

###### ② 非地上系ネットワーク技術

陸海空をシームレスにつなぐ通信カバレッジ拡張を実現



###### ③ 高度な仮想化・統合化技術

安全かつ高信頼な通信環境を実現

# デジタル基盤整備 (デジタル実装の基礎条件整備①)

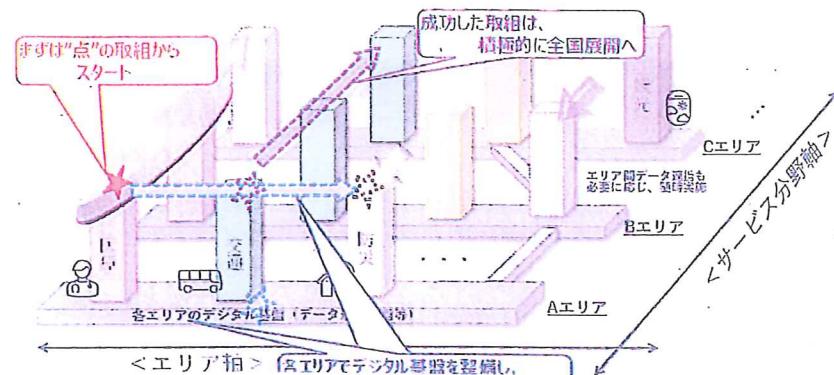
## デジタル基盤の整備と生活サービスの全国的な横展開

### ▶ デジタル基盤の整備とデジタル田園都市国家構想の実現戦略。

- ・国は、全体ビジョンを示し、マイナンバーカード等国民共通のデジタル基盤を責任をもって整備
- ・自治体は、行政サービスのデジタル基盤を整備し、自らのサービスのデジタル化を実現。同時に、民間事業者間の協力による、生活サービスに必要なデジタル基盤（データ連携、認証・決済など）の整備を積極的に支援
- ・自治体は、自らが目指すビジョンを描いた上で、最初に手掛ける館となる取組を戦略的に特定。これを起点にデジタル基盤を活用したサービスを徐々に拡充。最終的には生活経済全般のデジタル化と、それによる心ゆたかな暮らしの実現を目指す

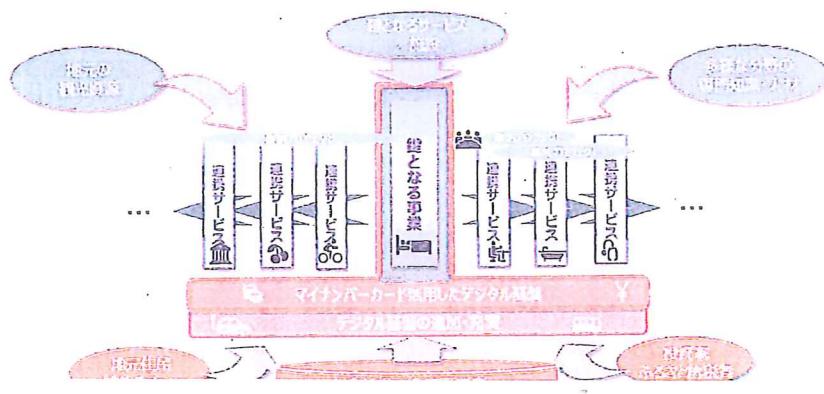
### ▶ デジタル基盤を活用した生活サービスの全国的な横展開。

- ・まずは、いざれかの分野でサービスのデジタル化に取り組むところからスタートし、徐々にメニューを充実。あわせて、各エリアのデジタル基盤を整備し、複数のサービス間のデータ連携を実現。成功した取組は、積極的に全国展開
- ・エリア・サービス両軸での展開を通じて、我が国全体のフルメッシュでのデジタル・サービス実装を目指す



### ▶ それぞれの地域の実状に即したデジタル基盤の整備。

- ・館となる事業（波及効果を得やすく、その他サービスを巻き込んでいく求心力のある事業）と、整備すべきデジタル基盤を選定し、デジタル基盤の助けを得て確実な自立化を目指す
- ・デジタル基盤を効果的に活用し、他のサービスへとデジタル実装の取組を拡大



出典：デジタル庁資料等より抜粋

ロバート・E・ライアハイザー  
アメリカ合衆国のために  
杉山晋輔

日本国のために

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けけてこの協定に署名した。

(省略)

置(当該情報の収集に関連する措置を含む。)。ただし、第二十一条に規定するものを除く。

(c) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措

(b) 政府の権限の行使として提供されるサービス

2 この協定は、次のものについては、適用しない。

について適用する。

1 この協定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、電子的手段による貿易に影響を及ぼすもの

## 第一条 適用範囲

(省略)

## 第一条 定義

日本国及びアメリカ合衆国(以下「両締約国」といふ。)は、次のとおり協定した。

デジタル貿易に関する日本とアメリカ合衆国との間の協定